

平成26年第3回定例会

議案等審議結果一覧表 議員別

会派名		イーブンあしや							あしや新風会				日本共産党芦屋市議会議員団			公明党			創政クラブ		新社会党	
議案番号	議案名	青山暁	福井美奈子	畑中俊彦	中島健一	重村啓二郎	松木義昭	中島かおり	長谷基弘	寺前尊文	いとうまい	徳重光彦	平野貞雄	木野下章	森しずか	徳田直彦	帰山和也	田原俊彦	都筑省三	長野良三	前田辰一	山口みさえ
第51号	芦屋市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第52号	芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	棄	○	棄	—	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×
第53号	芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第54号	芦屋市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第55号	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
第56号	芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	修正案	×	×	×	—	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○
		原案	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○
第57号	芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第58号	芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	—	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第59号	平成26年度芦屋市一般会計補正予算(第2号)	棄	○	棄	—	○	○	○	○	棄	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第60号	平成26年度芦屋市公共用地取得費特別会計補正予算(第1号)	棄	○	棄	—	○	○	○	○	棄	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第61号	芦屋市庁舎南館空調設備改修工事請負契約の締結について	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第62号	開森橋架替え工事請負契約の締結について	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第63号	芦屋市立潮見中学校給食・特別教室棟建替工事請負契約の締結について	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第64号	平成25年度芦屋市水道事業会計決算の認定について	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第65号	平成25年度芦屋市病院事業会計決算の認定について	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第28号	解釈改憲・「集団的自衛権」行使容認に反対する請願書	×	×	×	—	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○

会派名		イーブンあしや							あしや新風会				日本共産党芦屋市議会議員団			公明党			創政クラブ		新社会党		
議案 番号	議案名	青山暁	福井美奈子	畑中俊彦	中島健一	重村啓二郎	松木義昭	中島かおり	長谷基弘	寺前尊文	いとうまい	徳重光彦	平野貞雄	木野下章	森しずか	徳田直彦	埴山和也	田原俊彦	都筑省三	長野良三	前田辰一	山口みさえ	
請願 第29号	「手話言語法制定を求める意見書」の 提出を求める請願書	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議提 第21号	「手話言語法」制定を求める意見書	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議提 第22号	軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及 び労災認定基準の改正などを求める 意見書	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

\*「○」→賛成、「×」→反対、「欠」→欠席、「棄」→棄権、「除」→除斥

\*議長は表決に参加しないため、表決結果は「—」となっています。

\*「除斥」とは、議会における審議の公正を期するため、審議事件と一定の利害関係を有する議員が当該事件の審議に参加できないことです。